

## 入札事前登録について

入札説明書等資料については、窓口配布の外、本校HPでも同書類を公表しています。ダウンロードした場合はその旨を必ず申し出て登録受け付けを行って下さい。  
未登録の場合、追加情報が提供できなくなりますのでご留意下さい。

### 入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先

郵便番号 〒021-8511  
所在地 岩手県一関市萩荘字高梨  
機関名 一関工業高等専門学校総務課契約係  
電話番号 (0191) 24-4712  
FAX (0191) 24-3622  
メール z-keiyaku@ichinoseki.ac.jp  
担当者 契約係 高橋 寛子

メールにより、

件名「回流水槽装置」と付した上で、会社名、部署、担当者名、電話、FAX、  
メールアドレスについてご連絡下さい。



## 入札説明書

回流水槽装置一式

Circulating Water Channel Device

令和5年3月

一関工業高等専門学校

## 配付資料

1. 入札説明書
2. 仕様書
3. 契約書案
4. 入札書様式及び参考例
5. 委任状様式及び参考例
6. 競争参加資格に関する誓約書
7. その他様式及び参考例等
8. 質問書様式

本説明書で引用している、会計規則、契約事務取扱規則、個人情報取扱契約遵守事項は、国立高等専門学校機構ホームページに掲載しておりますのでそちらを、ご参照願います。

アドレス

高専機構ホームページ

<http://www.kosen-k.go.jp/index.html>

↓  
企業・一般の方へ

↓  
工事・調達情報のページにあります。

<https://www.kosen-k.go.jp/company/procurement.html>









より当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。

- ⑤ 契約担当役は、落札者を決定したときは、その日の翌日から 7 日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかつた競争加入者等に通知する。ただし、落札者とされなかつた競争参加者等が入札に立会い、落札者の氏名・落札金額を知り得る場合には通知しない。
  - ⑥ 落札者が、指定の期日までに正当な理由なく契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- (5) 手続きにおける交渉の有無 無
- (6) 契約書の作成
- ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から 7 日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
  - ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
  - ③ 上記②の場合において、契約担当役が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。
  - ④ 契約担当役が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
  - ⑤ 提出された入札機器の技術仕様等について、すべて契約書にその内容を記載するものとする。
- (7) 支払条件
- 代金の支払いは、別紙契約書（案）に定めるとおりとする。
- (8) 契約金額の内訳書
- 契約担当役が必要と認める場合、落札者は、落札決定後速やかに内訳書を提出するものとする。
- (9) 調達等件名の検査等
- ① 落札者が提出した納入又は履行ができることを証明する書類の内容は、仕様書等と同様にすべて納入検査等の対象とする。
  - ② 納入検査終了後、当該物品を使用している期間中において、落札者が提出した納入又は履行ができるなどを証明する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対して損害賠償等を求める場合がある。
- (10) この一般競争に参加を希望する者は、入札書の提出時に、契約担当役が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなつたときは、当該者の入札を無効とする。
- (11) 契約に係る情報の公表
- 当機構と一定の関係を有する者と契約する場合には、当機構からの契約者への再就職状況等について公表を行うものとします。なお、詳細については下記を確認すること。
- <https://www.kosen-k.go.jp/about/release/disclosure2.html>
- (12) その他詳細規定 なし





# 仕 様 書

回流水槽装置

Circulating Water Channel Device

一関工業高等専門学校  
(令和5年3月)

# 目 次

## I. 仕様書概要説明

1 調達の背景及び目的 .....	1
2 調達物品名及び構成内訳 .....	2
3 技術的要件の概要 .....	2
4 その他 .....	2

## II. 調達物品に備えるべき技術的要件

A. 包括的要件 .....	5
B. 性能、機能に関する要件 .....	5
C. 性能、機能以外の要件 .....	10
1 導入作業 .....	10
2 既存設備の撤去・処分 .....	10
3 設置・据付要件 .....	10
4 配線・接続要件 .....	10
5 保守・運用体制 .....	11
6 教育支援 .....	11
7 その他 .....	12

## I. 仕様書概要説明

### 1 調達の背景及び目的

一関工業高等専門学校（以下「本校」という）においては、流体実験に欠かせない回流水槽装置が25年ほど前に導入された。しかしながら老朽化が激しく、各部のさびや水漏れの問題などから頻繁にメンテナンスをする必要性があることに関連して稼働率は低い状況であった。

回流水槽装置は流体力学、流体工学といった機械系の座学のみならず実験でも広く活用される装置であるにもかかわらず、上記のような理由で使用していなかったことから、教育・研究に多大な影響を及ぼしてきた。

一方、流体の計測や可視化は日々進化を遂げており、より安価でより手軽に測定が可能となってきていることから、後に学生が使用する状況を想定した場合、可能な限り最新のシステムを用いることが望ましい。

流体は目に見えないため、理解が難しいといわれている。そのため、学生の理解促進のためには流れの可視化が必須であり、それにより興味関心を持って積極的に学んでもらうことも重要である。ただし、単なる可視化にとどまってしまっては計測という観点からは不十分であることから、可視化のみならず、流れを解析するようなシステムが必要となるが、それを実現するのがPIVシステムになる。

以上のような観点から、今回導入する装置は回流水槽本体と各種計測装置の2つを主とした柱にする。なお、PIVシステムについては水においても利用できるシステムを現有しているため、回流水槽本体側ではそのシステムを利用することを前提とした形態とする。

以上のようなシステムを構築することにより、座学である流体力学での活用や学生実験の活用のみならず、研究における活用、他機関での共同利用までを想定した幅広いシステムを構築しようとするものである。

## 2 調達物品名及び構成内訳

(1) 調達物品名、数量：回流水槽装置 一式

(2) 構成内訳

以下の設備より構成されるものとする。

(a) 回流水槽装置 一式

(b) 計測装置類 一式

以上、搬入・据付・電気工事（2次側）・配線・調整・動作確認・講習費用・既存設備の撤去・処分費用を含む。（詳細については「II. 調達物品に備えるべき技術的要件」に示す。）

## 3 技術的要件の概要

- (1) 本調達物品に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は、「II. 調達物品に備えるべき技術的要件」に示すとおりである。
- (2) 技術的要件は全て必須の要求要件である。
- (3) 必須の要求要件は本校が必要とする最低条件を示しており、入札機器の性能等がこれらを満たしていないとの判定がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- (4) 入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定のため、入札書の提出期限までに「技術仕様書」を3部提出すること。
- (5) 入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、本校において、入札機器に係る技術的仕様書その他の入札説明書で求める提案資料の内容を審査して行う。

## 4 その他

(1) 技術仕様等に関する留意事項

- ① 提案する機器などは、原則として入札時点で製品化されていること。入札時点で製品化されていない機器によって応札する場合には、自社での過去の経験・実績から仕様を満たすと本校担当者が判断することが出来る提案書および納入期限までに納入できることを保証する確約書を提出すること

と。なお、提案書は自社での過去の実績などのデータや図面および今回提案するシステムの説明および図面を含むこと。

## (2) 導入に関する留意事項

- ① 導入および工事のスケジュールは、本校担当者と協議し、その指示に従うこと。納期は、令和6年3月29日とする。
- ② 導入設備は、令和6年4月1日より運用を開始する。
- ③ 納入物品の搬入に際しては、本校施設に損傷を与えないように十分注意を払うとともに、納入時には受注者が必ず立ち会うこと。
- ④ 入札希望者は、電気設備工事費用、設備搬入・設置、旧設備撤去に関する適切な費用見積を行うために、必要に応じて入札前に本校設置場所の視察、説明を受けること。

## (3) 提案に関する留意事項

- ① 提案機器等が仕様書を満たしていることを、提案書類のどの部分で証明できるか、参照すべき箇所を明示すること（仕様書と提案書の機能・性能を表で対比比較して示すこと）。詳細に参照すべき箇所が仕様書、説明書、カタログなどである場合は、表中に参照資料番号を記入するとともに、資料中にはアンダーラインを付したり、色付けしたり、余白に大きく矢印を付したりすることによって当該部分を分かり易くしておくこと。従って、本仕様書の技術的要件に対して、単に「実現します」とか「可能です」といった回答の提案書の場合、提案書と見なさないため、十分留意して作成すること。
- ② 記述内容が不明確である場合は、有効な提案書と見なさないため、留意されたい。特に、審査するに当たって、提案の根拠が不明確である、説明が不十分であるなどして、技術審査に重大な支障があると判断した場合は、要求要件を満たしていないものとみなす。
- ③ 提出資料に対する照会先を明記すること。
- ④ 提出された内容等について、問い合わせやヒヤリングを行うことがある。

## (4) その他の留意事項

- ① 搬入・据付・電気設備工事・配線・配線用ケーブル・調整・動作確認・講習に要する全ての費用は本調達に含まれる。

② 製品の梱包に用いた梱包材等は、受注者の責任において持ち帰ること。

## II. 調達物品に備えるべき技術的要件

### A. 包括的要件

#### (1) 使用環境

- 本校指定場所（1号棟1階流体工学実験室）での使用に問題がない製品であること。

#### (2) 現有設備の継承および修繕

- 各設備に使用する電源は現有の配電盤から供給することができる。ただし、容量の不足、安全性に問題が生じる際には、配電盤の容量増量を含めた電気工事を施工し、設備導入に対応すること。その際の工事に係るスケジュールについては、事前に担当者と調整を行うこと。

### B. 性能、機能に関する要件

#### ① 回流水槽装置 1式

##### a. 回流水槽本体に関する全般事項

- (1) 回流水槽は縦5m、横2m、高さ3m内に突起物も含めて入るべき大きさであること。
- (2) 観測部中央における最大流速は1.0m/s以上であること。
- (3) 回流式であること。
- (4) 電源は三相200Vとし、最大消費電流は50A以下とすること。
- (5) 流速の変更は0.1m/s以下の刻みで行うことが可能であること。
- (6) 回流水槽の起動、停止、流速の変更を行うための制御盤を設置すること。
- (7) 制御盤には供給電圧、供給電流、起動、停止用ボタン、緊急停止ボタンがついていること。
- (8) 回流水槽本体は床面にボルトなどにより据え付け固定すること。
- (9) 整流部に設置される整流網の交換、清掃ができるよう、整流部にはメンテナンス用の取り外し可能な蓋等を設置すること。
- (10) 回流水槽本体の騒音については最大流速時における実測値とする。測定は側面の任意位置4点において、すべての点において80dB(A)以下であること。ただし、70 dB(A)を目標値として設計すること。
- (11) 上記の騒音値は装置設置後、実測にて証明すること。
- (12) 計測部へ駆動モータの振動が伝わらないよう十分な振動対策がとられていること。
- (13) 塗装時には下地処理として鏝止め塗装を塗布する等、適切な防鏝処理を施すこと。

##### b. 観測部に関する事項

- (1) 観測部の大きさは幅600mm以上、深さ（水深）300mm以上、流れ方向の長さ1500mm以上であること。

- (2) 観測部中央付近の断面において、各壁面から50mm離れた領域(600mm×300mmの場合には500mm×200mmの領域)における性能として、以下のようにすること。

最大流速1.0m/sの状態で、流速分布性能±2.5%以内、乱流強度2.5%以下

- (3) 上記性能は(2)で示した範囲内において50mm程度の等間隔で計40点以上計測すること。  
(4) 乱流強度は上記すべての点において2.5%以下であること。  
(5) 上記の性能は理論値ではなく実測値で有り、設置後の装置を用いて計測し、その結果を提示して証明すること。  
(6) 観測部全体において、最大流速1.0m/sの状態で定在波は±1.5mm以下であること。  
(7) 観測部全体において、最大流速1.0m/sの状態で水面変動は±1.0mm以下であること。  
(8) ③で示すPIV装置を利用して流れの可視化を可能とする構造であること。  
(9) 観測部の中央が床面から1.2m以上の高さになる場合には2名以上が並んで立って観測などが可能となる架台を1つ以上提供すること。  
(10) 塗装時には下地処理として錆止め塗装を塗布する等、適切な防錆処理を施すこと。  
(11) 密閉蓋(材質:透明アクリル)を付属すること。

## ②計測装置類 一式

### a. 流速測定装置

- (1) 測定方式は超音波を利用した非接触式であること。  
(2) 最大流速は3m/s以上であること。  
(3) 流速測定における分解能は0.001m/s以下であること。  
(4) 測定精度は特定の流速下において±1%以内であること。  
(5) 測定時の水深をセンサーなどの利用により正確に測定可能であること。  
(6) 水深精度は動作温度全域において±0.1%程度であること。  
(7) 水深分解能は0.01m以下であること。  
(8) 測定可能な水深の最大値は2m以上であること。  
(9) 水温センサーおよび傾斜センサーを備えていること。  
(10) USBにより測定用PCに接続し、リアルタイムに各種計測値を測定可能であること。  
(11) PCでの測定時に利用可能な専用ソフトウェアを有していること。  
(12) 上記ソフトウェアの対応OSはWindows10あるいはWindows11であること。  
(13) 上記専用ソフトウェア(計測用ソフトウェア)は本校が指定するPC(制御用PC)にインストールし、その動作を確認すること。

### b. トラバース装置

- (1) ①に示す回流水槽の観測部に取り付けること。  
(2) 可動範囲として、流れ方向をx、流れ方向に対して直行する水平方向をy、鉛直方向をzとした場合、以下に示す可動範囲を有していること。なお、座標



メモリ : 32GB (16GB×2) DDR4 2666MHz (オンボード)  
 内部ストレージ : 2TB (2× 1TB PCIe M.2 SSD, NVMe) RAID0  
 グラフィックスタイル : NVIDIA® GeForce® RTX 3080 8GB G DDR6  
 ディスプレイタイプ : 15.6 インチ 4K 有機EL (3840 x 2160)  
                       60Hz 1ms 400-nits DCI-P3 色域+ Tobii Eye tracking テクノロジー (ライト)  
 無線LAN/Bluetooth : 利用可Intel® Killer™ Wi-Fi 6 AX1650 a/b/g/n/ac/ax (アンテナ数:送信2、受信2) + Bluetooth 5.1  
 駆動時間 : 48~60 時間 \*バッテリー駆動時間は動作状況によって変わり、電力を著しく消費する状況では大幅に短くなる可能性があります。  
 質量 : 約 2.5kg  
 外径寸法 : 360.3(W) × 276.32(D) × 18.39(H・最薄部)mm  
 付属品 : マウス、ドッキングステーション  
                   ディスプレイ/ビデオ x 1 - VGA  
                   ネットワーク x 1 - イーサネット 1000 - RJ-45  
                   ディスプレイ/ビデオ x 1 - ディスプレイポート  
                   ディスプレイ/ビデオ x 1 - HDMI

#### (4) 三脚

レーザー光源および高速度カメラを設置するためのもの。3台あり

アタッチメント : 3/8" ネジ  
 脚段数 : 3  
 最大耐荷重 : 20kg  
 最低高 : 44 cm  
 全伸高 : 267 cm  
 重量 : 9kg

#### (5) 雲台

(4)で示した三脚に接続して利用。3台あり

アタッチメント : 1/4" ネジ, 3/8" ネジ  
 最大耐荷重 : 7.5kg  
 パン回転角度 : 360°  
 フロントティルト : -30° / +90°  
 側方ティルト : -30° / +90°  
 雲台タイプ : ギア雲台  
 クイックリリース : 有り  
 独立式パンロック : 有り  
 独立ティルトロック : 有り

重量 : 1.6kg

(6) ネットワークケーブルおよびハブ

上記システムにおいて、3D-PIVを実現するためには2台のカメラを使用して連動させる必要性があるが、そのためのネットワークケーブル2本および専用ハブを1台現有している。

(7) 3D-PIV用各種装置

3D-PIVを利用するに当たり、専用機器としてキャリブレーションターゲット1台、2軸シャインフルーフマウント2台を現有している。

b. ソフトウェア

(1) 2D-PIV

KANOMAX Davis10

(2) 3D-PIV

西華デジタルイメージ Koncerto II Ver. 2.1.35.26

(3) ハイスピードカメラ用ソフトウェア

株式会社フォトロン PFV

上記3種類のソフトはいずれもa(3)で示したノートパソコンにインストール済み

c. トレーサー

上記可視化システム(PIV装置)は空気の可視化を想定したシステムである。提供メーカーからは水の場合においても利用可能であり、専用のトレーサーを販売していることを確認している。なお、水用のトレーサーは本校では現在準備していない。

d. 可視化における確認

納入する回流水槽において、2D-PIVによる計測が可能であることを導入業者側で事前に確認すること。さらにその際の資料(報告書及び動画)も納入すること。

なお、上記を実現するために上記aで示した機器以外を新たに導入しても良い(例 ハイスピードカメラに取り付ける架台を追加する等)。ただし、その機器の導入にかかる費用は導入業者が負担すること。(レンズを除く)

## C. 性能、機能以外の要件

### 1 導入作業

- 導入業者は導入作業において以下の点に留意すること。
- (1) 納入完了時点で本校担当者の検査を受け、その結果が不合格の場合には、担当者の指示に従って、可及的速やかに当該物品を完全な代替物品と交換するまたは改修すること。
  - (2) 導入装置の設置場所への搬入・据付・調整、各種測定機器類などの接続・調整並びに機器の動作確認は導入業者の責任で行い、システム全体として正常に動作する状態で引き渡すこと。
  - (3) 導入業者、納付場所担当者ならびに関係者による導入日程計画の調整作業を行い、日程計画表を提出すること。また全ての物品は、納入期限までに運用を開始できること。さらに、全ての機器の詳細でかつ具体的な設置場所は、導入業者と納付場所担当者間で調整協議の上、設置すること。
  - (4) 新規設備の搬入・設置・据付、配線・接続・調整に係る費用は全て本調達に含むこと。

### 2 既存設備の撤去・処分

既存設備を撤去すると同時に適切な方法で処分を行うこと。またそれにかかる費用は本調達に含めること。

### 3 設置・据付要件

- 導入業者は、本装置の設置・据付において、以下の点に留意すること。
- (1) 本調達に係る全ての物品は本校 1 号棟 1 階の流体工学実験室に設置すること。
  - (2) 設置においては実験室の出入り口あるいは非常口から搬入が可能であること。  
(出入り口寸法 横 1510mm × 高さ 2060mm、非常口寸法 横 1550mm × 高さ 2000mm)
  - (3) 実験装置は耐震補強により床面に固定すること。また必要に応じて固定には壁面も利用すること。

### 4 配線・接続要件

導入業者は、本装置の配線並びに各種測定機器および制御用PC類との接続において、以下の点に留意すること。

- (1) 機器に必要な電源の配線は実験室における配電盤から行うこと。
- (2) 測定器本体と制御用 PC との接続を行うこと。
- (3) 上記接続後、計測状況を確認するなど、制御システムとして正常に動作することを確認すること。

## 5 保守・運用体制

導入業者は、導入後の保守・運用支援において、以下の点に留意すること。

- (1) 各種測定機器類における設定・運用方法は納付場所担当者に相談の上で決定すること。
- (2) 装置全体の運用、構築に対して、十分な構築設計及び技術支援を行い、正常に動作し、運用できるようにすること。
- (3) 檢収終了後1年間は、ハードウェア機器およびソフトウェアの保証期間であること。
- (4) 本システムにかかる機器類を販売しているメーカーすべてが修理・サポートのための国内拠点を有し、日本語で対応可能であること。さらに、修理、サポートなど有事の際に迅速な対応（サポートは3日以内、修理は2ヶ月以内）をすることが可能であること。
- (5) 上記のサポート体制は検収終了後に納付場所担当者に文書で通知すること。
- (6) 障害が発生した場合は、障害通知後直ちに復旧作業を開始し、運用の支障を最小限に止め、速やかに運用を再開できるように努めること。（ただし、国が定める祝祭日、各社の定める年末年始休暇は除く。）

## 6 教育支援

導入業者は、教育支援において、以下の点に留意すること。

- (1) 納入ドキュメントは、運用マニュアルと各機器のマニュアルとし、運用マニュアルについては全て明瞭なる日本語にて記述し、管理者用と一般ユーザー用の2種類を用意すること。
- (2) 運用マニュアル（管理者用）は以下の目次に沿って作成すること。
  - (a)はじめに
  - (b)本装置の構成
  - (c)使用機器一覧（名称・スペック等）
  - (d)各種機器類の接続図
  - (e)制御用ソフトウェア設定一覧
  - (f)測定手順
  - (g)各種制御用ソフトウェアの使用方法（または設定ファイルを提出）
  - (h)留意事項
  - (i)その他
- (3) 運用マニュアル（一般ユーザー用）は以下の目次に沿って作成すること。
  - (a)はじめに
  - (b)本装置の構成
  - (c)使用機器一覧（名称・スペック等）

- (d)測定手順
  - (e)各種制御用ソフトウェアの使用方法
  - (f)留意事項
  - (g)その他
- (4) 運用マニュアルについて、文章は全て Microsoft Word2019 ないしは Microsoft365 の形式で作成すること。なお、図を挿入する場合には、画像ファイル（jpeg 形式）にし Word に貼り付けること。さらに、作成したマニュアルの文書ファイルを USB フラッシュメモリに格納し、提出すること。
  - (5) 運用マニュアルは納付場所担当者が所属する機関において加筆・修正・印刷・配布（Web 公衆発信権）することを認めること。
  - (6) 運用マニュアル内で使用する文書や画像、グラフなどにおいて納入業者以外の第 3 者のものを利用する場合には、権利者の許諾を得ること。
  - (7) 検収終了前までに運用マニュアルの作成案を納付場所担当者に提出し、内容を確認した上で必要に応じて加筆・修正作業を行うこと。
  - (8) 全てのシステムの設定が完了した時点で運用マニュアル（管理者用および一般ユーザー用）を A4 ポートレートで印刷の上、それぞれ 10 部提出すること。
  - (9) 本調達で納入する全ての機器に関するマニュアルあるいは操作を説明するための手順書を各 2 部ずつ提出すること。なお、そのマニュアルあるいは手順書は原則として日本語で記述されているものを用意すること。
  - (9) 全てのシステムの設定が完了した時点で一般ユーザー向けに説明会を開くこと。ただし、その実施時期等詳細については納付場所担当者と協議した上で決定すること。

## 7 その他

- (1) 本仕様書に明記されていない事項であっても、契約履行上必要なものについては対応すること。
- (2) この契約についての必要な細目は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則による。

## 物品供給契約書（案）

物品名及び数量 回流水槽装置一式

代金額 金〇〇〇〇円也（うち消費税額及び地方消費税額〇〇円）

上記消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 独立行政法人国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校契約担当役事務部長  
千葉進と 供給者 株式会社〇〇 代表取締役〇〇との間において、上記の物品（以下「物品」という。）について上記の契約金額で、供給契約を締結する。

第1条 供給者は、発注者に対し物品の供給をするものとする。

第2条 物品は、一関工業高等専門学校に納入するものとする。

第3条 物品の納入期限は、令和6年3月29日とする。

第4条 納品書は、一関工業高等専門学校総務課契約係に送付すべきものとする。

第5条 代金は、検査後、適正な請求書を受理した日から60日以内に1回に支払うものとする。

第6条 完了報告書、納品書及び代金の請求書は、一関工業高等専門学校総務課契約係に送付するものとする。

第7条 契約保証金は、免除する。

第8条 発注者は、供給者が業務の実施に著しく誠意を欠き、又はこの契約を誠実に履行する意志がないと認めたときは、書面により通知し直ちにこの契約を解除できるものとする。

第9条 前条の規定によりこの契約が解除された場合においては、供給者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならぬ。

第10条 発注者は、本契約が完了した後でも種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）ときは、供給者に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

2 前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するには、その契約不適合の事実を知った時から1年以内に供給者に通知することを要する。ただし、第5条の引き渡し時においてその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

3 供給者が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、発注者は、供給者の負担にて第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて供給者に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、供給者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の納入期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか発注者が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、発注者は、供給者に対し、第1項の催告をすることなく、供給者の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額

を請求することができる。

第 11 条 供給者は、この契約の履行にあたって知り得た発注者の業務上の秘密を請負期間であるとないと問わらず、外部に漏らしたり、または他の目的に利用してはならない。

第 12 条 供給者は、この契約に関して、次の各号の一つに該当するときは、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

一 供給者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。

以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 19 条の規定に違反し、又は供給者が構成員である事業者団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が供給者又は供給者が構成員である事業者団体に対して、同法第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。

ただし、供給者が同法第 19 条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、供給者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。

二 公正取引委員会が、請負者に対して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 供給者（供給者が法人の場合であっては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 供給者は、この契約に関して、第 1 項の各号の一つに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

第 13 条 個人情報の取り扱いについては別添の「個人情報取扱業務契約遵守事項」及び以下第 1 から第 7 を遵守するものとする。

（個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務）

第 1 供給者は、当該契約による業務の処理に当たって、個人情報の管理を適正に実施するため、責任者を定め業務従事者を管理するための実施体制等を適正に整備しなければならない。

2 供給者は、当該契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。当該契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 供給者は、当該契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

4 供給者は、業務従事者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

また、供給者は当該契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

5 供給者は、機構の指示がある場合を除き、当該契約による業務によって知り得た個人情報

を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は機構の承諾無しに第三者に提供してはならない。

6 供給者は、当該契約による業務により知り得た個人情報について、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

7 供給者は、業務従事者に対し、電磁的記録の資料等は暗号化等個人情報の漏洩防止対策を十分に講じた上で運搬することその他の安全確保のために必要な指示を行わなければならぬ。

8 供給者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項)

第2 供給者は、当該契約による業務の全部又は一部について第三者に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下、再委託先の第三者を単に「再委託先」という。）をしてはならない。ただし、供給者が再委託先及び委託の範囲を機構に対して報告し、予め機構の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。保有個人情報の取扱いに係る業務を再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(個人情報の複製等の制限に関する事項)

第3 供給者は、当該契約による業務を処理するために機構から引き渡された個人情報が記録された資料等を機構の承諾無しに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項)

第4 供給者は、個人情報の漏洩、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに機構に報告し、機構の指示に従わなければならない。

(委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項)

第5 供給者は、当該契約による業務を処理するために、機構から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、法令に特別の定めがある場合を除いて、当該契約による業務処理の完了後、直ちに機構に返還し、又は引き渡すものとし、機構の承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。ただし、機構が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項)

第6 機構は、供給者がその責めに帰すべき事由により、第2から第7に違反したときは、当該契約を解除することができる。

2 供給者は、その責めに帰すべき事由により、当該契約による業務の処理に関し、機構又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により機構又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(特定個人情報の取扱い)

第7 供給者は、特定個人情報の取扱いに係る業務に当たっては、特定個人情報に関する適正な取扱いのため、当該契約による業務の遂行にあたり、特定個人情報に関する管理責任者を定めるものとする。

- 2 供給者は、特定個人情報を取扱う従業員等の範囲を限定し、当該従業員等に対して必要かつ適切な監督及び教育をおこなうものとする。
- 3 供給者は、特定個人情報の授受媒体、授受方法、授受記録の方法及び取扱い場所等を安全管理の観点から、書面により別途定めるものとする。
- 4 供給者は、機構の書面による承諾なしに、前項に定める特定個人情報の取扱い場所から、特定個人情報を持ち出してはならないものとする。
- 5 機構は、供給者における本契約の遵守状況を確認するために必要な限度において、供給者に対する書面による事前の通知により、報告等を求めることができるものとする。この場合、請負者は、事業の運営に支障が生ずるときその他の正当な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

第 14 条 この契約についての必要な細目は、独立行政法人国立高等専門学校が定めた契約事務取扱規則によるものとする。

第 15 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者・供給者間において協議して定めるものとする。

第 16 条 この契約において紛争が生じ、双方の協議により解決しないときの訴えの管轄は、一関工業高等専門学校所在地を管轄区域とする盛岡地方裁判所一関支部とする。

上記契約の成立を証するため、発注者・供給者は次に記名し印を押すものとする。

なお、この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和5年6月13日

発注者 岩手県一関市萩荘字高梨  
独立行政法人国立高等専門学校機構  
一関工業高等専門学校  
契約担当役 事務部長 千葉 進 印

供給者 ○○県○○市○○  
株式会社○○  
代表取締役 ○○○○ 印

# 入札書

供給すべき物品名の表示

回流水槽装置一式

入札金額

金 円也

独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則を熟知し、仕様書に従って上記の物品を供給するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

一関工業高等専門学校 御中

競争加入者

住 所

氏 名

印

(記載例)

入 本 書

供給すべき物品名の表示  
回流水槽装置一式

入札金額

金 円也

独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則を熟知し、仕様書に従って上記の物品を供給するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

一関工業高等専門学校 御中

競争加入者  
住 所

氏 名 印

※代理人等をたてる場合は上記押印は不要ですが下記を追記下さい。

代理人（又は復代理人）     印

(備考)

- (1) 競争加入者の氏名は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載し押印すること。
- (2) 代理人等が入札するときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であるとの表示並びに当該代理人等の氏名を記載し、かつ、押印すること。（この場合には、競争加入者の印は必要ありません。なお、押印の際は委任状の受任者使用印鑑として指定をした印を使用して下さい。）
- (3) 様式をコピーして使用しても、また、作成したものを使用しても結構です。

(参考例 1)

令和 年 月 日

一関工業高等専門学校 御中

委 任 者 (住所)

(法人名)

(役職・氏名)

印

## 委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、貴校との間における下記の一切の権限を委任します。

記

受 任 者 (住所)

(法人名)

(役職・氏名)

委 任 事 項 1. 入札及び見積りに関する件

2. 契約締結に関する件

3. 入札保証金及び契約保証金の納付並びに還付に関する件

4. 契約物品の納入及び取下げに関する件

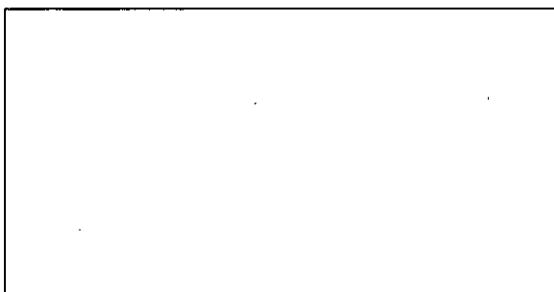
5. 契約代金の請求及び受領に関する件

6. 復代理人の選任に関する件

7. その他契約に関する一切の権限

委 任 期 間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日

受任者使用印鑑



(参考例 2)

令和 年 月 日

一関工業高等専門学校 御中

委 任 者 (住所)

(法人名)

(役職・氏名)

印

## 委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、貴校との間における下記の事項に関し、下記の一切の権限を委任します。

記

事 項 名 令和〇年〇月〇日、一関工業高等専門学校において行われる ○〇〇〇〇の一般競争入札に関する件

受 任 者 (住所)  
(法人名)  
(役職・氏名)

委 任 事 項 1. 入札及び見積りに関する件  
2. 契約締結に関する件  
3. 入札保証金及び契約保証金の納付並びに還付に関する件  
4. 契約物品の納入及び取下げに関する件  
5. 契約代金の請求及び受領に関する件  
6. 復代理人の選任に関する件  
7. その他契約に関する一切の権限

受任者使用印鑑



(参考例 3)

令和 年 月 日

一関工業高等専門学校 御中

委 任 者 (住所)

(法人名)

(役職・氏名)

印

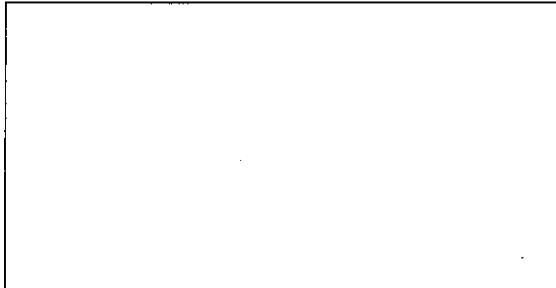
## 委 任 状

私は、○ ○ ○ ○ を代理人と定め、貴校との間における下記の事項に関し、下記の一切の権限を委任します。

記

事 項 名 令和〇年〇月〇日一関工業高等専門学校において行われる ○〇〇〇〇  
の一般競争入札に関する件

受任者使用印鑑



(参考例 4)

令和 年 月 日

一関工業高等専門学校 御中

委 任 者 (住所)

(法人名)

(役職・氏名)

印

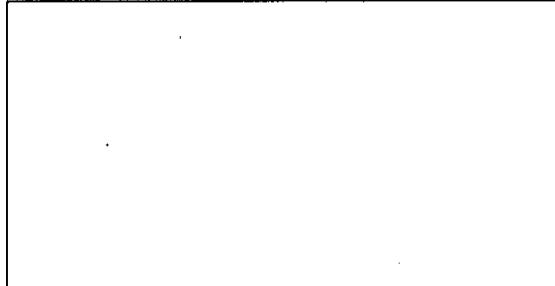
## 委 任 状

私は、〇〇〇〇を〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇の復代理人と定め、貴校との間における下記の事項に関し、下記の一切の権限を委任します。

記

事 項 名 令和〇年〇月〇日一関工業高等専門学校において行われる 〇〇〇〇〇  
の一般競争入札に関する件

受任者使用印鑑



(作成例)

令和 年 月 日

競争参加資格に関する誓約書

一関工業高等専門学校契約担当役  
事務部長 千葉 進 殿

申請者 住所  
商号又は名称  
代表者 印

申請者は、令和〇年〇月〇日付けで公告のあった「〇〇〇〇〇」の入札に参加するものに必要な下記の資格を有していることを誓約します。

1. 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第4条及び第5号の規定に該当しない者であること。
2. 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
3. 契約担当役が入札説明書3. (14) に定める暴力団員等に関係する者でないこと。

(記載例)

## アフターサービスマネンテナンス体制 証明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

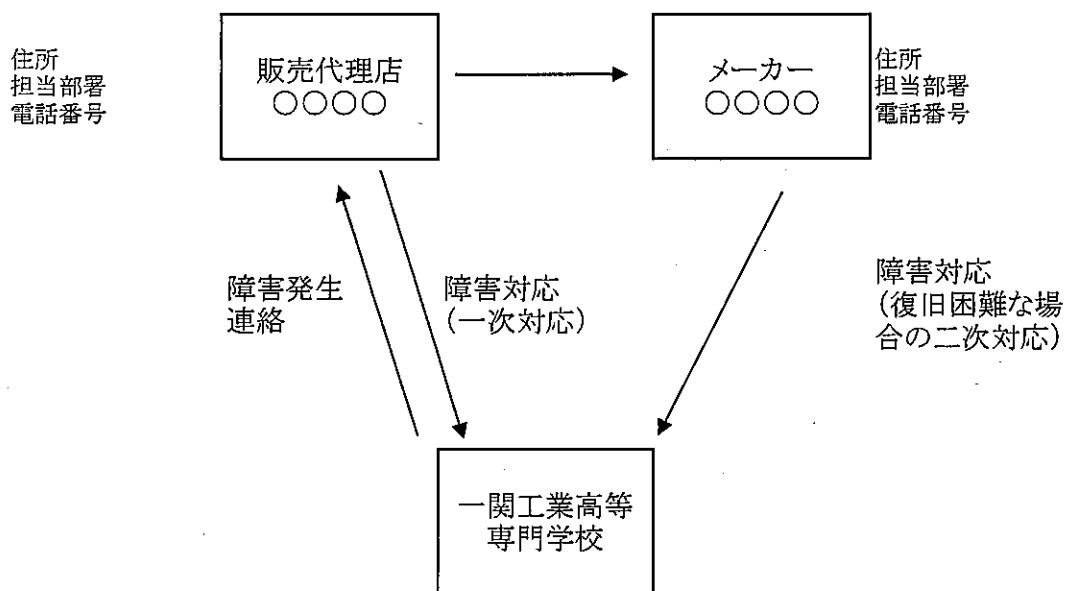
一関工業高等専門学校  
契約担当役 事務部長 千葉 進 殿

(競争加入者)

住 所 ○○県○○市○○○  
氏 名 ○○○○株式会社  
代表取締役 ○○○○ 印

弊社は、一般競争入札に関する一関工業高等専門学校公告(令和〇年〇月〇日付け「〇〇〇〇〇〇〇」)について、アフターサービスマネンテナンス体制を下記のとおり整備し、万全を期していますことを証明いたします。

記



## 技術仕様書記載欄様式

調達物品の仕様及び特質	調達件名 :	備考
	提案案内内容	

※備考欄には、カタログ等のページ数・資料の番号等を記入すること。

※上記のとおり比較・対応する内容であれば、若干の様式変更是可。

※上記様式は、技術仕様書とあわせて提出すること。

※表題及び「会社名・代表者名」を明記し、押印した表紙をつけること。

(記入例)

調達物品の仕様及び特質	調達件名 : ○○○○	備考
要求要件	提案案内容	
(性能、機能に関する要件) 1. ○○○○○装置 (1台) 1-1 ○○○○○に開し以下の要件を満たすこと。 1-1-1△△△△に開し 50 mm以上であること。 1-1-2☆☆☆に開し 30 mm以下であること。 .	(性能、機能に関する要件) 1. ○○○○○装置 (1台) 1-1 ○○○○○に開し以下の要件を満たしています。 1-1-1△△△△に開し 60 mmです。 1-1-2☆☆☆に開し 30 mmです。 .	資料番号 7 カタログ P18 カタログ P20
(性能、機能以外の要件) 4. 障害支援体制 4-1 障害時ににおいて復旧のため通報を受けてから 24 時間以内に現場で対応できる体制を有すること。	(性能、機能以外の要件) 4. 障害支援体制 4-1 障害時ににおいて復旧のため通報を受けてから 24 時間以内に現場で対応できる体制を有しております。	
5. 設置条件等 5-1 本校が指定した納入場所において装置の搬入、据付、調製等を行うこと。	5. 設置条件等 5-1 貴校が指定した納入場所において装置の搬入、据付、調製等を行います。	

※備考欄には、カタログ等のページ数・資料等エビデンスの番号等を必ず記入すること。ページ指定したカタロ

グには掲載箇所に丸印や色つけをし、情報をひろいややすくすること。

エビデンスが確認できない等で提案内容審査で不合格となるケースがありますので十分留意下さい。

カタログ等によるエビデンス提示が困難な場合は下記を例とした技術証明の提出での対応も可とします。

---

(サンプル)

### 応札機器技術証明書

令和 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構  
一関工業高等専門学校契約担当役  
事務部長 千葉 進 殿

住 所 ○○県○○市 丁目 番 号  
名称等 株式会社 ○○○○  
代表取締役 ○ ○ ○ ○

一般競争入札に関する一関工業高等専門学校公告(令和 年 月 日付 ○○○○○)の一部要求仕様に対する応札機器の技術について証明します。

#### 記

応札機器 本体 : (株) ○○○社製 ○○測定装置 E4312

○仕様項目 B-(2)-1 電源について

- ・電源は、3相 200V / 50HZ に対応しています。

○仕様項目 B-(2)-4-5 主軸について

- ・ブレーキは足踏式を備えています。
- ・自動送り速度の縦横比は 1 : 1 です。

○仕様項目 B-(5)-2-2 装置の取扱説明書及び装置に貼付してあるプレート類について

- ・装置の取扱説明書及び装置に貼付してあるプレート類は全て日本語で表示されています。

【入札書封入封筒の参考例】

<表 面>

□ □ □ -□□□□
○月○日開札 ○○○○○一式
(競争加入者氏名等)
○○○○○株式会社
代表取締役 ○○○○○ 印
(代理人氏名) (復) 代理人 ○○○○○ 印

<裏 面>

印 (※表面と同じ印鑑)
印 (※表面と同じ印鑑)

注1：封筒は、任意とし、縦書き・横書きどちらでも構いません。

注2：「入札件名」の部分は、朱書きで記載してください。

注3：代理人（復代理人）が入札する場合は、代表者等の印は不用です。

令和 年 月 日

一関工業高等専門学校 御中

令和〇〇年〇月〇〇日開札「〇〇〇〇〇 一式」に係る  
質問書

会社名	
部署及び氏名	
回答連絡先	電話番号： FAX番号： メールアドレス：

質問内容

(例)

1. 通貨の単位は何でしょうか？

2. I-4-1配信サーバ (2) メインメモリ の項目で  
4 GB以上となっていますが、〇〇〇により4 GB以上を確保すること  
では不可でしょうか？

※質問内容は例として書いています。

なお、仕様書についての質問は、内容の把握が容易に出来るよう、  
仕様書の項目番号を記載する等工夫して下さい。

※様式は任意のもので結構です。

問い合わせ先

一関工業高等専門学校総務課契約係（担当者 高橋寛子）

電話 0191-24-4712 (ダイヤルイン)

ファックス 0191-24-3622

メールアドレス z-keiyaku@ichinoseki.ac.jp

※質問の受付期限は原則、令和5年5月8日 14時までとします。